

朝治啓三著

『シモン・ド・モンフォールの乱』

中村敦子

一

一三世紀イングランド史といえ、ジョン王とマグナ・カルタ、エドワード一世に並び、シモン・ド・モンフォールの名をあげる人は多いだろう。彼こそ議会の起源をスタートさせた偉大な人物との認識は強い。そして議会制民主主義が、イギリスの先進性の最たるものとしてイメーজされ、重要な研究対象となってきたことは周知のとおりである。だが、現在ではシモンの役割を英雄視する見方は否定されつつあり、「先見の明をもったシモンの指導による諸侯の改革運動」を契機とし、「王を頂点として、イングランドの住民が一体化し、国民的合意が形成され、イングランド国家が誕生した」と評した、国政改革運動の意義についての一九世紀以来の古典学説はさらなる読み直しが進められている。では、一三世紀イングランドの国家像は、どのようにとらえられるのだろうか。

本書は、この難題に対し、公権力の形成過程に注目することから取り組んだ大著である。著者である朝治啓三氏の、修士論文をもとにした一九七六年の最初の論文「バロンの反乱」から本書は始まっているが、一四本の既発表論文に七本の新稿を加え、著者のこれまでの研究の集大成となった。

ここで取りあげられる「バロンの反乱」は、日本では「シモン・ド・モンフォールの乱」として有名であろう。この「バロンの反乱（一二五八―六五年）」は、国王ヘンリ三世Henry III（在位一二一六―七二年）の治世後半に起った、イングランド貴族による国政改革運動である。国王による課税提案への不満を直接の契機として蜂起した改革派大貴族は、改革計画としてのオクスフォードProvisions of Oxford、ウェストミンスターProvisions of Westminster、両条款などを定め、カウンシルKing's Council（国王顧問会議）を中軸に国政改革を進めたが、王派の勢力回復により一二六五年、シモンは戦死し、再び王が権力を掌握した。しかしこの反乱の諸結果は次王エドワード一世Edward I（在位一二七二―一三〇七年）の政策に大きな影響を与えたことになった（三頁）事件である。

日本語タイトルは「シモン・ド・モンフォールの乱」だが、英文タイトルとして表紙にも掲げられている「The Community of the Realm and the Baronial Reform Movement, 1258-1267」のほうが、本書の内容をより適切に示しているよう。一二五八年は、改革運動の開始期である。反乱自体は、一二六五年のイヴシャムの戦いでシモン・ド・モンフォールの死により終息したとされるが、本書では、反乱後の秩序回復をめざす特別巡回裁判の実施

年である一二六七年までも含めて検討されている。すなわち、本書の目的は、諸侯が王に要求をつきつけることによって始まる反乱の開始から、シモンの死までを対象に、シモンを中心に反乱の事件的側面を分析するのではなく、その反乱をもたらした一三世紀イングランドの権力・社会構造そのもの、そして、改革運動が国制にどのような影響を及ぼしたかを分析することが中心課題なのである。

豊かな内容を含む本書を要約することが困難な作業であることは承知の上で、まず、概要を紹介しておきたい。

二

三部構成の最初を占める第一部「事件の経過と論点の整理」では、事実経過が説明され、全体に関わる論点が、改革運動期に作成された各種の史料に基づき整理される。これらの改革運動が何を求めていたのかを分析することは、同時に当時の社会がもっていた問題点に光をあてることになるだろう。

第一章「事件の経過」において、改革運動開始の一二五八年から、改革の進展と後退を経て、反乱後の秩序回復を目指した一二六六年のケニルワース裁定、そして、その実施のための特別巡回裁判が決定されるまでの経過を確認した後、第二章「改革計画の主要論点」では、バロンの請願を始めとする、改革運動の最中に作成された要求や條款、ケニルワース裁定、一二六七年のモールバラ法などを対象に、何が諸侯たちにとって問題であり、どのような解決が計画されていたのが検討される。明らかとなるのは、反乱側の要求に存在する二つの系列である。すなわち、諸侯の要

求は、①封主封臣間のトラブル解決のための基準作成を要求するものと、②王の恣意的権力運用の制御に関わるものに分類される。当時の改革派諸侯は、この二系列を国制上の問題点ととらえていたのであり、トラブルを公権力によって解決することをめざすという意味で、諸侯（封主）と地方の中小領主（封臣）の要求が一致する点でもあった。それぞれの系列が、当時のどのような状況を反映していたのか、続く第三章、第四章において、分析が加えられていく。

第三章「封建的主従関係のトラブルをめぐる論点」の第一節では、中小領主の勃興をめぐる経済史的議論が紹介されるが、やや第三章の論旨とのつながりが見えにくいように感じられた。第二節においては、当時、封主封臣間での具体的な軋轢が問題化していた背景を探るが、封主による不当な差し押さえに対する解決要求の検討から、大貴族と中小領主の対立関係を一律に前提すべきでなく、封主封臣関係の整理確定が必要とされていること、それを中央政府に求めていたことが明らかになる。なお、表三——（七七頁）の説明が見当たらないようである。第四章「封建国家の公権力をめぐる論点」では、中央権力として、国王顧問会議を變化させたカウンシル（国王評議会）に注目する。改革運動期において、カウンシルが王の個人的恣意的人間関係により支配されるものではなく、公権力として諸集団の利害を調整するものであるべき、という意識が存在していたことがわかる。

これらの結論で明らかにされた、改革計画の方向性は、具体的には当時の社会のどのような状況が生み出したものであったのか。どのような構造を映していたのだろうか。これが、次の第二部に

おいて取り組まれる課題である。筆者は、この課題に対し、個別地域としてケムブリッジシアを取りあげ、綿密に史料を検討していく。

第二部は、著者のこれまでの研究の核心部分をなす諸論文が集められている。収められた七本の論文は、筆者自らが発掘し解説した未刊行史料をもとに、在地の社会のあり方に迫り、中央の史料、あるいは政治的事件を叙述した年代記史料からは読み取ることのできない、現地のネットワークを浮かびあがらせることに成功している。また、一三世紀イングランドの地方社会における裁判の個別具体的実例が様々に挙げられており、裁判、法に関わる専門的な議論をも含んでいる。

主に利用された史料は、ケムブリッジシアの一二六一年の巡回裁判記録、そして、一二六八年の特別巡回裁判記録である。この巡回する王の裁判官のもと、各地域で住民から選ばれた陪審が、事件を告発し、また評決を行う裁判のあり方が、中世イングランドにおいて重要な役割を果たしていたことはよく知られている。裁判記録を取りあげるのは、裁判の場が、まさに現地の封主封臣関係のトラブル解決が模索される場であり、そしてそれらに対し、「公権力」が現場で執行される実態が明らかになる場だからなのである。

第五章「一二六八年の特別巡回裁判とケムブリッジシアの反乱者たち」では、改革運動期の混乱のなか、王派とシモン側との軍事的衝突から生じた土地争いに基づく、現地住民間の対立あるいは協力の関係を探る。ケニルワース裁定によって、反乱者にも土

地回復の可能性が与えられたが、争いそれぞれは、個々の状況に基づいて解決が探られなければならない。裁判の事例と結果を記した裁判記録からは、王や大貴族が一方的に影響力を及ぼす社会ではなく、それらとともに、在地の人々の共同意思のようなものが存在していた社会が浮かびあがってくる。

この「在地社会の共同意思」は、第二部全体に渡つてのキーワードといえよう。「中央」としてくくられる「王の意思」や「大諸侯の意思」は、現場の役人、在地の人々の存在なしには成されえないものであった点は、当時の権力構造を理論で説明する際、しばしば意識の外におかれてしまう。しかし、著者はその点に注目し、王をトップとした理論上の一元的権力体系では説明できない、地方と中央との相互作用を視野に入れた国制像を解きほぐしていく。

では、「地元の意向」は、何によって現れたのだろうか。現場の裁判で大きな役割を果たした陪審員たちが、次の第六章「一二六〇年代ケムブリッジシアの陪審員たち」の主人公である。陪審員たちは、これまでメンバリーの中心と考えられた騎士レベルばかりではなく、小屋住農など、幅広い層の人々により構成されていたのであり、そこでは、メイトランドが『プラクトン』から引用する「自由人で適法で公平で利害に関係せず、当事者双方に対し敵でもなければ味方でもない」（一六二頁）人物とは異なり、地域社会のネットワークが力を発揮していたのである。

続く第七章「アーミングフォード・ハンドレッドの陪審員たちとグロスタ伯のリート裁判権」、第八章「トリプロウ・ハンドレッドの陪審員たちとイーリ司教の特権」では、六章で検討された

ような背景をもつ陪審員たちが、陪審員団としての決断をいかなる方向に基づいて下していたのかを分析する。彼らの合議過程については史料がなく、研究は皆無であった。それに對し、著者は、ゲームブリッジシアのアーミングフォードとトリプロウの二つのハンドレットを対象に、再度巡回裁判記録を用い、陪審員が、誰を、どのような事件を告発したのか、そして彼らの決断は何らかの人的結合関係によってなされたのか、などの観点から、記録を詳細に調査することで取り組む。そこでみられたのは、陪審員たちが、現場に働く様々な力（大貴族の影響力、土地保有関係）を利用して、土地保有権の維持を考慮しながら、独自の判断基準をもつて評決を行ったことであった。現地では、王や諸侯の影響力、そして地元の中小領主たちの関係といった諸力は、競合並存していたのである。さらに、諸侯の特権領主裁判権も、メイトランドが述べたように、独占的に國王專管訴訟を維持する國王裁判権に從属しているのではなく、現実的に機能しており、いわば王の裁判権と並列して存在していた。では、その並列状況とは、いかなるものだったのだろうか。

続く第九章「イリーリ司教裁判権のレガリアと莊園領主裁判権そして十人組」において、トリプロウ・ハンドレットに特権をもつイリーリ司教の裁判権を対象に、莊園裁判文書が調査される。そして、王のもとに裁判権が一元化されてはならず、領主が独占するわけでもない、相互が補完しあいながら機能する裁判権のありかが明らかにされる。第一〇章「リトル・シエルフォード村の莊園領主裁判権の社会的存在意義」では、さらに、莊園法廷と住民の関係、領主権力の機能が分析対象となる。領主リチャード・

ド・フリヴィルの法廷闘争を題材に、トリプロウ・ハンドレットのリトル・シエルフォード村の住民と、リチャード・ド・フリヴィルとの関係がうきほりにされるなか、改革派と國王派の家系対立が、実は、彼らの権力維持のため、現地社会内の独自の理由に基づきつつ、このような外部の力関係を利用していた争いであったことが明らかになる。在地領主たちは、公権力にとつて、支配の現場を担う役割として必要であり、領主もまた、その領主権を公権力に認められることで、社会的存在を可能にしていた。

原史料は、たんに字を追うだけでは、その時その場における個別の事例を、脈絡なくばらばらに与えてくれるだけである。しかし、それら一見ばらばらな情報―巡回裁判記録以外にも、莊園裁判記録、死後審問記録、ハンドレット・ロルズなど―から、筆者は丹念に、地方の勢力関係、親族関係、土地保有関係などのネットワークの網の目を再構成していく。具体的事実が立体感をもって提示される第二部は、まさに当時の社会の現場を我々に見せてくれる迫力ある部分である。

この第二部では、一般的な理解、すなわち、改革運動期には、在地の中小領主や自由保有者は、王や宮廷派の諸侯の横暴に苦しんでいたという状況があり、彼らが改革運動を支持し、また改革派諸侯はそれら中小領主の利害に基づき国政改革を進めた、という理解とは異なる状況が明らかにされた。つまり、在地の社会は、改革運動派、王それぞれを個別に支持し、自らの立場の維持拡大のために、ある程度の自立性をもって独自に様々な力関係を利用していったし、改革に参加した諸侯も、「在地社会の苦しみを和らげる」ことを目的としたのではなく、地方における彼らの既得特

権を維持するために、現地住民の協力を必要としていたのである。また、このことよって、第一部で確認された諸侯の問題意識、すなわち、封建関係の秩序化と公権力の整序が、諸侯にとっては同じ起源から発したものであったことが理解される。

第一部が改革の動きとその方向性を提示し、第二部が、その枠組みをもたらした地方社会の現実を具体的に示したのに対し、本書の最終部分である第三部は、改革運動の理念的側面をたどっている。ここでは、ケムブリッジシアの個別事例を離れ、再度、改革運動全体の流れに沿って、当時の国制理念の変化を追う。その際、手がかりとされるのは、「王国共同体」の語である。

一三世紀の「王国共同体」といえば、冒頭で述べたような古典的見解につながる、スタブズ、そしてパウイク以来の、「王国共同体Ⅱ王をいただくイングランド住民の総体」と理解する国民国家的解釈に対し、結束した一部の諸侯たちの共同体と理解する見解がある。第三部では、様々に解釈されてきた「王国共同体」の語が、一三世紀イングランドの中で何を意味したのか、状況に応じ、どのように変化したかが跡づけられる。

第一章「一二一五—一二五八年の王権、諸侯特権そして王国共同体」は、まず、改革運動期以前の「王国共同体」を確認する。一二一五年のマグナ・カルタでは、この語は、王の私有物という概念と、イングランド諸侯の諸特権の集合体という概念とが並列されたものであった。だが、マグナ・カルタの訂正と再公布を経験しながら、王と諸侯とが公的権力を分有しつつ、イングランドの土地と人民を支配するという合意がうまれる。しかし、実際に

は王は、「全体」や「共通の」といった言葉を用いながら、王家の利害を優先し、一方、諸侯は、王が彼らの助言に従い、彼らの既得権を尊重することを主張する段階であった。改革運動期に入ると、「王国共同体」は、特権保有者としての諸侯が団体をつくり、評議会に結集し王に助言することで、王と合体した権力体を意味することになる。各自の利害を追及していた諸侯が、王に対し、横に連帯し改革を要求する契機は何だったのか。

この問題について、第二章「國王の対特権政策と諸侯の共同体」では、王の政策が、諸侯一人一人ではなく、共通する既得権を侵害したことが引き金となったことが指摘される。直接には二つの契機があった。まず、一二五〇年に、王が特権を王の授与に基づくものへと変更することを意図し、諸侯の危機感と呼んだこと、さらに、王の息子にシチリア王位を与えるかわりに十字軍派遣、という教皇とのとりきめの際、王はカウンシルで寵臣の立会いのみにより約束を結んでおり、諸侯の間で王が大陸政策を独断で進めていることが認識されたことであった。王の権力と、諸侯の既得特権は、この段階で現実的に衝突したのである。

改革運動期の「王国共同体」を分析するのが、第三章「一二五八—一六〇〇年イングランドの王国共同体」である。改革初期、王は「余の王国の共同体」を意図したが、改革派諸侯たちの「王国共同体」は、それまでのような「特権をもつ個々の諸侯の総体」ではなく、権力を所有する人々の総体が、王との協議により、王がそれまで行使していた権力を決定する、という新たな意味をもつことになった。諸侯は、王が封建義務をめぐる問題に対処してこなかったことに対し、基準を制定し、問題解決が王の法廷でな

されるという規定を条款とする。また、王が彼らを政策決定から排し、恣意的に政策を行使することに反発するなか、諸侯たちは、王家の利害と直接一致するわけではない「王国共同体」を意識したのである。

最終章となる第四章「一二六四—一六七七年における王国共同体の意味の変化」では、改革の末期におけるこの語の意味を探る。シモン主導の政府時代、「王国共同体」は、五八年当時の、改革派諸侯が団体となって王の権力行使を制限する意味を失い、王と特権諸侯団体による公権力行使の体制は崩れることとなった。その後、ケニルワース裁定において、オクスフォード條款とシモンの権力は否定され、国家の公権力は王に一元化されていくことになる。同時に、王の公権力としての機能が意識され、諸侯の既得権は王に集中していくのである。諸侯の特権は、この一元化された体系の中に位置づけられるかたちで存続することになった。第三部に続き、結論として全体の内容がまとめられ、本書は終わっている。

三

以上のような雑駁な概要では、本書の大きな展望と緻密さを伝えることはもちろん不可能である。また、高度に専門的な議論を逐一批評することは評者の手に余る。ここでは、本書全体についての感想を述べてみることにしたい。

本書は、目的とする一三世紀イングランドの国制像を探るため、いくつかの方向からアプローチする。すなわち、第一部で改革運動の論点、第三部で権力構造の理念について、それぞれ政治的動

きを意識しながら分析する一方、第二部は、それらのいわば中央の動きが、在地社会のどのような現実を反映していたかを探る、という構成をとっている。したがって、第二部では、裁判記録をもとに、靜態的とまではいえなくとも、ケムブリッジシアというある地域における権力行使の構造が検討されることになる。そこで示される「地元の意向」「諸力の并存」という状況は、改革運動という中央の動きの背景となっていた。だが、直接には、どのように改革運動に影響を与えていったのか、そして、改革運動によってどのような影響を受けていったのだろうか。この点、第二部の実証に圧倒され、かえって第一部、第三部につながる論点が見えにくくなっているのかもしれないと感じられた。また、違う側面から言えば、第二部で使用される史料のなかでは特別巡回裁判記録が重要な役割を占めているが、その裁判記録が与えてくれる状況は、改革運動のもたらした混乱という、いわば特別な状況であることになる。改革運動をもたらした背景を探る目的と、改革運動期の混乱の結果という状況の間のずれは、どう理解すればいいのだろうか。

政治的動きと構造的問題の関わりという点で、次に考えてみたのは、イングランドという地理的枠組みと、「王国共同体」概念、そして本書であきらかにされた権力構造との関連である。本書第三部では、「王国共同体」がキール・ワードになって、改革の理念的側面が検討されている。その概念の意味の変化は、評者にとっては、本書のなかではややたどりづらな部分であった。それは、評者の読みの問題と同時に、概念そのもののもつゆれを、単純化するのではなく、変化を誠実にとらえようとする本書の姿勢

によるものかもしれない。だが、この分析の中で感じられたのは、「王国共同体」概念は、個別具体的な地域としての「イングランド」とどのように関わってくるのだろうか、という点である。一三世紀は、「イングランド」という枠組みが実体として意識されはじめた時代である。そして、改革運動の直接の契機は、まさに王ヘンリの大陸政策であった。本書は、第三部の各章で、ヘンリ三世の大陸政策や、リユジニヤン家を中心とした寵臣政治、そしてフランス王ルイ九世との関係などに目を配った叙述をしているが、「イングランド」という地域そのものが、国制構造にどのように影響を与えたのかという点は、深く分析されているわけではないように思われる。

さらに言えば、本書は、一三世紀イングランドの国制のありかたを、とくに第二部は、ケムブリッジシアという現場の史料に基づき、非常にリアルな社会として描き出している。しかし、それらイングランド各地の「在地社会」と、王の支配、諸侯の支配に関わってくる大陸所領の問題は、どのような関連で理解すればいいのだろうか。評者がこのように感じるのは、「王国共同体」という語を手がかりにする、という第三部のアプローチをとる場合、それを意識させることになった「外部」（それ自体多様な側面をもつのは当然として）との接触が、大きな意味をもっていたのではないかと思われるからである。

最後に、本書が用いた方法について考えてみたい。本書が意図するのは、法の理論で説明されがちであった一三世紀イングランドの国家権力構造を、具体的事例の積み重ねによって理解することである。理論は、しばしばそれ自体で完結され、現実のままな

まじさを我々の目から隠してしまう。それに對し、本書が、権力が行使される實際を、史料に基づき丁寧に分析し、そして分析した事実をそのまま提示するのではなく、国制構造という全体構造の中に位置づけた点は、まさに本書の真価といえよう。このような目的を持つ場合、積み重ねるべき事実を入手するのは、もちろん、一朝一夕になしうる作業ではない。この難問に取り組んだ本書は、日本をベースとする西洋中世史研究者が、これまでなした実証研究の最高峰のひとつと言える。史料の渉獵と読み込みは、歴史研究者の醍醐味でもあるにもかかわらず、我々の前に提示される、完成され、整理された結論であるところの研究成果のみが注目され、その現場、その困難さは案外、意識されてこなかったのではないか。本書第二部はその点についても、原史料の形態や記述のありさまをも適宜紹介しつつ、作業中の歴史家のアトリエを垣間見させてくれる、貴重な成果である。

また、本書では、長期に渡って発表された個別論文は有機的に構成しなおされ、全体のなかでの各章の位置づけが説明され筋道が示されている。また、著者の撮影した写真や地図、関連図版がしばしば盛り込まれ、読者をほっとさせてくれる。だが、これらの読者への配慮にもかかわらず、内容的には非常に専門性の高い著書であり、その点でいわば「敷居が高い」のも事実であろう。特に、本書全体に渡って使用される封建義務に関わる用語、また第二部を中心として見られるイギリス中世史特有の裁判・法律用語は、時に説明をともなうて紹介されるものの、専門家以外には想像が付きにくいものも多い。本書が、前述したように、法的理論から公権力を説明するのではなく、それが様々な個別具体的諸

権利の積み重ねによって、ゆらぎながらゆつくりと形成されていく、その過程に迫ろうとする目的をもっているだけに、その諸権利の内容が、読者により現実的に感じられてもよかつたのではなからうか。理論的概念的説明ではなく、個別史料を追求する方向は、必然的に研究の細分化と専門性の高さを招き、本書が中世封建国家の国制構造という、それ自体歴史を持った広がりのあるテーマを扱っているにもかかわらず、このような「敷居の高さ」を感じさせるといふ困難は、やはり解決不可能な問題なのだろうか。

関連したことでもう一点。本書には詳細な索引がついているが、日本語と対応頁のみの索引である。マニユスクリプト、刊行史料そして、欧文、邦文の丁寧な参考文献リストも含め、すでに五〇〇頁にのぼる大部の著作に、さらに求めるのは無理な要求ではあるかもしれないが、日本語に加え、その原語を載せ、あるいは専門用語などに必要に応じて説明があれば、専門外の読者、後学に非常に有益な手がかりとなったであろう。また、ときに見られる誤植も、体裁の問題ではあるが、惜しまれる点であった。

評者は本稿を書くにあたり、本書を読み返してみ、改めてそ

の内容の豊富さに圧倒されている。マグナ・カルタの制定、シモンド・モンフォールの乱、エドワード一世の議会として、華やかな政治的動きのみを注目することで理解されがちであった一三世紀イングランド国家が、その背景に、王と封建諸侯が権力を分担する構造をもっていたこと、改革運動を経て、王のもとに権力が一元化していく方向性が生まれたことを実証した本書の意義は大きい。頂点となった研究は、大きな影響をあたえつつ、いつかは乗り越えられていく運命であろうが（本書が過去の偉大な先人たちを乗り越えてきたように）、本書が迫力をもつて提示した一三世紀イングランド国制の世界は、今後長期にわたって研究の出发点となつていくだろう。足元にも及ばない後進として、著者が、長年に渡る研究の成果を見事に提示されたことに、心からの称賛と敬意を表したい。

【付記】

本稿は、二〇〇四年六月一九日に京都大学文学部にて行われた、西洋史読書会例会における合評会での評者の報告を文章化したものである。合評会での議論も参考にさせていただいており、この場を借りてお礼申し上げます。もとより、本稿中の誤解、誤読はすべて評者の責任である。

(A5判) 五〇二頁 二〇〇三年二月 京都大学学術出版会税別四八〇〇円

(京都大学非常勤講師)